

水産政策の改革のポイント

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し、次のような改革を行うこととし、必要な法整備等を速やかに行う。

法整備等に当たっては、水産業は我が国領海・排他的経済水域を保全する上でも重要な機能を果たしており、このような国境監視機能を始めとする機能を適正に発揮させることにも十分留意するものとする。

1 新たな資源管理システムの構築

資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする。

- 資源評価対象魚種は、原則として有用資源全体をカバー
- 調査体制を抜本的に拡充。また、操業時の各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用
- 主要資源ごとの資源管理目標として、最大持続生産量（MSY）が得られる資源水準としての「目標管理基準」を設定。併せて、乱獲を防止するために資源管理を強化する水準として「限界管理基準」を設定
- 毎年度の漁獲可能量（TAC）を設定。TAC対象魚種は、順次拡大し、早期に漁獲量ベース（※）で8割に拡大（※国際的な枠組みで管理される魚類等、貝類・藻類・うに類、海産ほ乳類は除く）
- 個別割当（IQ）を、大臣許可漁業を始めとして準備が整ったものから順次導入
- 海区漁業調整委員会について、柔軟な委員構成とし、選出方法も見直し
- 新たな資源管理への円滑な移行のため、減船・休漁等、必要な支援を実施。漁業収入安定対策の法制化
- 種苗放流等について資源造成効果を検証。広域回遊魚種等は複数都道府県の共同の取組を促進

2 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革

- 水産物流通について、物流の効率化、ICT等の活用、品質・衛生管理の強化、国内外の需要への対応等を強力に推進
- 産地市場の統合・重点化、消費地に産地サイドの流通拠点を確保
- 資源管理の徹底と国内の密漁対策を含めIUU漁業の撲滅を図る等のため、トレーサビリティの取組を必要度の高いものから順次推進

3 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

- 沿岸漁業との調整を進めつつ、IQ導入など条件の整った漁業種類については、トン数制限など安全性の向上等に向けた漁船の大型化を阻害する規制を撤廃
- 漁業許可を受けた者には各種報告を義務付けるとともに、資源管理を適切に行わない漁業者・生産性著しく低い漁業者に対する改善勧告・許可の取消し

4 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し

(1) 養殖・沿岸漁業に係る制度の考え方

- 適切な資源管理等の観点から、漁業権制度を維持
- 養殖業における円滑な規模拡大・新規参入に向けて、漁業権付与に至るプロセスの透明化、権利内容の明確化等を図る

(2) 漁場計画の策定プロセスの透明化

- 県は、海面を最大限活用できるよう留意。可能な場合は、新区画の設定も積極的に推進
- 県は、漁場計画の策定に当たり、新規参入希望者等からの要望聴取・検討結果の公表

(3) 漁業権の内容の明確化等

- 県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止
これに代えて、既存漁業者が水域を有効に活用している場合は継続利用を優先し、それ以外の場合は地域の水産業の発展に資するかどうかを総合的に判断することを法定
- 団体に付与する漁業権に係る内部調整(費用徴収含む)は、漁業権行使規則に基づき行う。同規則は、団体のメンバー外には及ばない
- 漁業権者は、各種報告を行うとともに、水域を適切かつ有効に活用していない場合は、改善指導・勧告等

(4) 公的な漁場管理を委ねる制度の創設

- 漁協等が実施している良好な漁場環境の維持などの活動が高い透明性の下で将来にわたって安定的に行われるよう、漁場管理を県の責務とし、県がこれを漁協等に委ねることができる制度を創設
- 委ねられた者は、県の認可を受けた漁場管理規程に基づき実施。費用の使途・積算根拠も漁場管理規程に明示

(5) 養殖業発展のための環境整備

- 国は、戦略的養殖品目を設定した上、総合戦略を策定
- 適地拡大に向けた大規模静穏水域の確保や漁港の積極的活用を推進

5 水産政策の方向性に合わせた漁協制度の見直し

漁協について、水産政策の改革の方向性に合わせて見直し。

6 漁村の活性化と国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮

漁業・漁村の持つ多面的な機能が発揮されるよう、効果的な取組を推進。